

法律第二号（平一五・二・一八）

◎平成十四年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度のとも補償に係る事業（農業者の拠出金及び政府から交付を受けたとも補償事業費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。）に基づく補償金の交付を受けた場合、市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換助成事業（生産調整対象水田面積のうちの緊急拡大に係る部分に係る水田について作付転換の取組の実態に応じて水田作付体系転換助成金を交付する事業をいう。以下同じ。）の実施主体として認めた団体から平成十四年度の水田作付体系転換助成金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の緊急需給調整助成金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の新規超過達成助成金の交付を受けた場合及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者（以下「第一種登録出荷取扱業者」という。）から平成十四年度の超過達成追加補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十四年分の所得税については、その交付を受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額、その交付を受けた水田作付体系転換助成金の金額、その交付を受けた緊急需給調整助成金の金額、その交付を受けた新規超過達成助成金の金額及びその交付を受けた超過達成追加補助金の金額の合計額（以下この条において「補助金等の金額」という。）は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として財務省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けたもの、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度のとも補償に係る事業に基づく補償金の交付を受けたもの、市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換助成事業の実施主体として認めた団体から平成十四年度の水田作付体系転換助

成金の交付を受けたもの、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の緊急需給調整助成金の交付を受けたもの、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十四年度の新規超過達成助成金の交付を受けたもの及び第一種登録出荷取扱業者から平成十四年度の超過達成追加補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その受けた補償金の金額のうち当該法人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額、その受けた水田作付体系転換助成金の金額、その受けた緊急需給調整助成金の金額、その受けた新規超過達成助成金の金額及びその受けた超過達成追加補助金の金額の合計額（次項において「補助金等の金額」という。）をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業経営確立助成補助金、とも補償に係る事業に基づく補償金、水田作付体系転換助成金、緊急需給調整助成金、新規超過達成助成金及び超過達成追加補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（財務・内閣総理大臣署名）